



事務連絡
平成25年10月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項
について」等の一部改正について」の一部訂正について

平成25年9月30日付保医発0930第4号について、別紙のとおり訂正をするので、その
取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

別紙

訂正箇所

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

- 5 別添 1 の第 2 章第10部第 1 節第10款 K 7 6 8 に次のように加える。
- (3) 体外衝撃波膀胱石破砕術を行った場合は、本区分の所定点数に準じて算定する。
 - (4) 体外衝撃波膀胱石破砕によっては所期の目的が達成できず、他の手術手技を行った場合の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。
 - (5) 体外衝撃波膀胱石破砕術の施設基準は、区分番号「K 7 6 8」体外衝撃波腎・尿管結石破砕術の施設基準に準じて、本通知別添様式 2 により提出すること。

(参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成 25 年 9 月 30 日保医発 0930 第 4 号)の一部訂正について

(傍線の部分は訂正部分)

訂 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">別添 1</p> <p>「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について</p> <p>5 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 10 款 K 7 6 8 に次のように加える。</p> <p>(3) 体外衝撃波腓石破碎術を行った場合は、本区分の所定点数に準じて算定する。</p> <p>(4) 体外衝撃波腓石破碎によっては所期の目的が達成できず、他の手術手技を行った場合の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。</p> <p>(5) 体外衝撃波腓石破碎術の施設基準は、区分番号「K 7 6 8」体外衝撃波腎・尿管結石破碎術の施設基準に準じて、本通知別添様式 2 により提出すること。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: right;">別添 1</p> <p>「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について</p> <p>5 別添 1 の第 2 章第 10 部第 1 節第 10 款 K 7 6 8 に次のように加える。</p> <p>(3) 体外衝撃波腓石破碎術を行った場合は、本区分の所定点数に準じて算定する。</p> <p>(4) 体外衝撃波腓石破碎によっては所期の目的が達成できず、他の手術手技を行った場合の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。</p> <p>(5) 体外衝撃波腓石破碎術の施設基準は、区分番号「K 7 6 8」体外衝撃波腎・尿管結石破碎術の施設基準に準じて、本通知別添様式 2 により提出すること。</p> <p><u>(6) 体外衝撃波腓石破碎術に当たって、消耗性電極を使用した場合は、区分番号「K 9 3 8」体外衝撃波消耗性電極加算を算定することができる。</u></p>